

我孫子市子育て応援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油、食料等の価格の高騰等に直面する子育て世帯を応援するため支給する我孫子市子育て応援給付金（以下「給付金」という。）の支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般支給対象者 次条第1項に規定する支給対象者（同項第1号に掲げる者に限る。）又は同条第2項の児童（同項第1号に該当する場合に限る。）をいう。
- (2) 公務員支給対象者 次条第1項に規定する支給対象者（同項第2号に掲げる者に限る。）又は同条第2項の児童（同項第2号に該当する場合に限る。）をいう。

(支給対象者等)

第3条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、令和4年7月1日（以下この条において「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、同年5月分の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（同法附則第2条第1項の給付を含む。）をいう。以下同じ。）の支給を受けることができる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、給付金の支給を受けようとする者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、当該者について、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 令和4年10月28日までに本市から同年5月分の児童手当の支給を受けた者
- (2) 公務員（児童手当法第17条第1項に規定する公務員をいう。）であ

って、令和4年4月30日から基準日まで継続して本市の住民基本台帳に記録されているもの

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号に掲げる場合にあっては、給付金は当該者に対する令和4年5月分の児童手当の支給額の算定の基礎となった児童のうち1人に対し支給する。ただし、既に支給対象者に対して給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。

(1) 前項第1号に掲げる者が基準日以後に死亡した場合

(2) 前項第2号に掲げる者が第8条第1項に規定による申請をした日以後に死亡した場合

(対象児童)

第4条 給付金の支給額の算定の基礎となる児童（以下「対象児童」という。）は、支給対象者に対する令和4年5月分の児童手当の支給額の算定の基礎となった児童とする。

(支給額)

第5条 給付金の支給額は、対象児童1人につき20,000円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第6条 市長は、一般支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに給付金の支給を決定し、一般支給対象者に対し、給付金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第7条 一般支給対象者に対する給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、一般支給対象者が、児童手当の支給を受けるために指定していた口座の解約等をしており、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号又は第3号に掲げる方式により行う。

(1) 児童手当口座振込方式 市が把握する児童手当受給口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 一般支給対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 市の窓口において現金で支給する方式
(公務員支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第8条 給付金の支給を受けようとする公務員支給対象者は、令和4年9月22日までに、市長が別に定める方式により、市長に申請しなければならない。

2 公務員支給対象者に対する給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、公務員支給対象者が、金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第2号に掲げる方式により行う。

(1) 指定口座振込方式 公務員支給対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 市の窓口において現金で支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し、健康保険証の写し等を提出させること等により、公務員支給対象者本人による申請であること及び支給対象者の要件に該当することの確認を行う。
(代理による申請)

第9条 前条第1項の規定による申請は、公務員支給対象者が指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限り、代理により行うことができる。

(公務員支給対象者に対する支給の決定)

第10条 市長は、第8条第1項又は前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、別に定める様式により公務員支給対象者に通知するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 第8条第1項に規定する申請期限までに公務員支給対象者から同項又は第9条の規定による申請が行われなかった場合は、当該公務員支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が、第6条第3項の規定により給付金の支給の決定を行った後、第7条各号に規定する方式により給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和4年11月30日までに給付金を支給す

ることができない場合は、当該支給の決定を取り消し、給付金は支給しないものとする。

- 3 市長が、前条の規定により給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他公務員支給対象者又は代理人の責めに帰すべき事由により支給ができなかった場合において、市が確認に努めた上で、なお市長が別に定める日までに補正等が行われなるときは、当該給付金の支給の申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

- 第12条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件を満たさないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

- 第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和4年12月31日限り、その効力を失う。ただし、給付金の支給を受けた者に係る第12条に規定する給付金の返還については、同日後もなおその効力を有する。